

谷原誠書籍を参考とした弊所オリジナルの判定表

隠ぺい、 偽装の行為者が本人	隠ぺい、偽装と思われる積極的な行為がある	過少申告行為そのものとは別に、隠蔽、偽装と評価すべき行為が存在し、これに合わせた過少申告がされたかどうか<谷原誠ルール1>、（なぜなら重加算税賦課判定は）納税者が故意に隠蔽し、又は偽装し、その隠蔽、偽装行為を原因として過少申告の結果が生じたものであれば足りるから<谷原誠ルール6>	存在する	通常人が疑を差し挟まない程度に真実性の確信を持ちうる程度に証明されたかどうか	証明された	重加算税が賦課される	いずれにしても税理士等が税務調査を受ける前の聞き取りの段階で重加算税賦課を予想することは困難を極める
					証明されていない	重加算税が賦課されない	
			存在しない		重加算税が賦課されない		
	隠ぺい、偽装と思われる積極的な行為がない	（1）各確定申告の時点において、真実の所得金額を隠蔽しようという確定な意図をもって、 （2）必要に応じ事後的にも隠蔽のための具体的工作を行うことも予定して、 （3）会計帳簿類から明らかに算出し得る所得金額の大部分を脱漏し、所得金額を殊更過少に記載した内容虚偽の確定申告書を提出した<谷原誠ルール2>	存在する	通常人が疑を差し挟まない程度に真実性の確信を持ちうる程度に証明されたかどうか	証明された	重加算税が賦課される	
					証明されていない	重加算税が賦課されない	
			該当しない		重加算税が賦課されない		
	納税者が、当初から所得を過少に申告することを意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上、その意図に基づく過少申告をした<谷原誠ルール3>	存在する	通常人が疑を差し挟まない程度に真実性の確信を持ちうる程度に証明されたかどうか	証明された	重加算税が賦課される		
			証明されていない	重加算税が賦課されない			
該当しない		重加算税が賦課されない					
隠ぺい、 偽装の行為者が納税者が委任した税理士	納税者と税理士との間に事実を隠蔽し、又は偽装することについて意思の連絡があった<谷原誠ルール4>	納税者の行為と同一視できる	上記、隠ぺい、偽装の行為者が本人の場合の判定に従うと重加算税が賦課されるに該当する	通常人が疑を差し挟まない程度に真実性の確信を持ちうる程度に証明されたかどうか	証明された	重加算税が賦課される	
					証明されていない	重加算税が賦課されない	
		上記、隠ぺい、偽装の行為者が本人の場合の判定に従うと重加算税が賦課されるに該当しない	重加算税が賦課されない				
	納税者の行為と同一視できない		重加算税が賦課されない				
隠ぺい、 偽装の行為者が納税者が委任した税理士	（1）納税者において当該税理士が隠ぺい偽装行為を行うこと若しくは行ったことを認識し、又は容易に認識することができたこと （2）法定申告期限までにその是正や過少申告防止の措置を講ずることができたこと （3）納税者においてこれを防止せずに隠ぺい偽装行為が行われたこと。 （4）（1）～（3）に基づいて過少申告がされたこと<谷原誠ルール5>	納税者の行為と同一視できる	上記、隠ぺい、偽装の行為者が本人の場合の判定に従うと重加算税が賦課されるに該当する	通常人が疑を差し挟まない程度に真実性の確信を持ちうる程度に証明されたかどうか	証明された	重加算税が賦課される	
					証明されていない	重加算税が賦課されない	
			上記、隠ぺい、偽装の行為者が本人の場合の判定に従うと重加算税が賦課されるに該当しない	重加算税が賦課されない			
隠ぺい、 偽装の行為者が納税者が委任した税理士以外の第三者	①不正行為者が重要な事務を担当する地位や権限を有していたか ②納税者が不正を禁止していたかどうか ③納税者が管理監督していたか	納税者の行為と同一視できる	上記、隠ぺい、偽装の行為者が本人の場合の判定に従うと重加算税が賦課されるに該当する	通常人が疑を差し挟まない程度に真実性の確信を持ちうる程度に証明されたかどうか	証明された	重加算税が賦課される	
					証明されていない	重加算税が賦課されない	
			上記、隠ぺい、偽装の行為者が本人の場合の判定に従うと重加算税が賦課されるに該当しない		重加算税が賦課されない		
納税者の行為と同一視できない		重加算税が賦課されない					